筆界特定の手続に関する通知

下記１の筆界特定の手続について、不動産登記法第１４４条第１項の規定に基づく下記２の関係人に対する下記３の通知を、同法第１４４条第２項の規定により準用する同法第１３３条第２項の規定により掲載する。

令和８年１０月１６日

大津地方法務局筆界特定登記官

記

１　筆界特定の手続の表示

手続番号　令和７年第５１号

対象土地　大津市和邇北浜字苗田１１１８番４４先里道・水路

大津市和邇北浜字苗田１１１８番４６

手続番号　令和７年第５２号

対象土地　大津市和邇北浜字苗田１１１８番４４先里道・水路

大津市和邇北浜字苗田１１１８番４７

２　関係人の氏名又は名称

森　宗隆　（令和７年第５１号）

高田道子　（令和７年第５２号）

３　通知をすべき事項

⑴　筆界特定をした旨の通知

⑵　上記⑴の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。